

地方における規制改革タスクフォース取りまとめ

平成30年 5月25日

地方における規制改革タスクフォース

1 タスクフォースの設置までの経緯

地方における規制改革については、「規制改革推進に関する第1次答申」（平成29年5月23日規制改革推進会議）及び「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、地方自治体の間において地方自治体における手続上の書式・様式（以下「書式等」という。）が異なることにより、事業者の負担となっているものについて、その負担を軽減するため、

- ・ 各府省による「地方自治体における手続上の書式等が異なるもののリスト」の洗い出し
- ・ 事業者団体を通じた「書式等が異なることにより、事業者として負担が大きいもの」についての情報提供
- ・ 負担の内容の地方六団体への提供・確認

を経て、昨年12月12日の規制改革推進会議（本会議）において、各府省に改善方策の検討を求める46の書式等を選定し、各府省に求める検討の内容を決定した。

この46の書式等について、各府省に対して改善方策の検討を依頼し、2月までに各府省から改善方策の検討結果が提出された。

また、地方六団体から「各府省の個別検討結果(案)に対する意見について」が提出され（3月12日付）、これを受けて、各府省に改善方策の再検討を求めた。

「規制改革実施計画」 - 6 .-(2)- 地方における規制改革

地方自治体における手続上の書式・様式（以下「書式等」という。）について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、

- a 一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、
 - b 事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するもの、
- を対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、事業者の負担を踏まえてリストアップした事項について、それぞれの実態等に応じ、改善方策（国の法令による統一化のほか、国から自治体への技術的助言による書式等の雛型の提示、自治体側の連携による書式等の雛型の作成など）を検討し、結論を得る。その際、個々の手続に応じて、自治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

【平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
（所管府省：規制所管府省、内閣府（規制改革推進室））

《（各府省に）求める検討の内容》

各府省に検討を求める改善方策は、「書式等の統一」とする。

統一の方法は、国の法令等による書式等の規定、国から地方自治体への技術的助言による書式等の雛型の提示、地方自治体側の連携による書式等の雛型の作成等による。なお、国の法令等で統一的・標準的な書式等が規定されている場合は、その使用を進めることが考えられる。

また、書式等が異なることによる事業者の負担の内容に応じて、書式等の統一の検討に併せて、統一的なオンライン化の推進、記載項目の整理等の改善方を検討することとする。

2 タスクフォースの設置

3月13日の規制改革推進会議（本会議）において、各府省において検討された改善方策について専門的検討を行うため、本会議に「地方における規制改革タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を設置した。テーマの専門性及び行政手続部会との関連から、高橋滋委員（行政手続部会長）を主査代理として議事を進めることとした（参考1参照）。

3 タスクフォースの開催状況

地方六団体の意見を勘案して各府省において9の書式等で改善方策が修正され、当該修正されたものを含む改善方策のうち、精査が必要と考えられる書式等についてヒアリングを実施することとし、33の書式等を対象とした（論点が同一・類似のもの単位でまとめると「16」になる）。

タスクフォースは4回開催し、開催状況は参考2のとおりである。

4 タスクフォースにおける検討状況

タスクフォースにおける検討を経て、各府省において書式等ごと講じられることとなった改善方策の内容は、以下のとおりとなっている。

改善方策の内容	検討前	検討後
(1) 新たに統一的・標準的な書式等の作成・検討をする	1	7
(2) 既にある統一的・標準的な書式等の検討・見直しをする	3	16
(3) 既にある統一的・標準的な書式等の使用を進める	14	1
(4) 記載項目の見直しをする	1	-
(5) 国・他の自治体の書式等でも受け付ける（HPにデータ掲載）	-	8
(6) 国・他の自治体の書式等でも受け付ける	9	-
(7) オンライン化を進める	8	8
(8) オンライン化の検討を行う	7	7
(9) 統一に向けた対応をしない・自治体における対応に委ねる	4	-

複数の改善方策を講じる場合は、主要な改善方策を基にして分類している。
 (7)及び(8)に重複計上している書式等が1あるため、合計は47になっている。

ヒアリングの前後で改善方策の内容を比較すると、以下のように、全体的に改善方策の内容がより統一に向けた方向に見直された。

「(9)統一に向けた対応をしない・自治体における対応に委ねる」としていた4の書式等は、新たに書式等を作成又は作成を検討することとなり、「(1)新たに統一的・標準的な書式等の作成・検討をする」に分類されることとなった。

「(4)記載項目の見直しをする」としていた書式等及び「(6)国・他の自治体の書式等でも受け付ける」としていた書式等のうちの1つについても、新たに書式等を作成することとなり、同様に「(1)新たに統一的・標準的な書式等の作成・検討をする」に分類されることとなった。

「(3)既にある統一的・標準的な書式等の使用を進める」としていた14の書式等のうち、13の書式等は、単に既存の書式等の使用を進めるだけでなく、既存の書式等に地方自治体における普及を阻害している要因がないか検討・見直しを行うこととなり、「(2)既にある統一的・標準的な書式等の検討・見直しをする」に分類されることとなった。

「(6)国・他の自治体の書式等でも受け付ける」としていた9の書式等のうち、8の書式等は、単に国・他の自治体の書式等でも受け付けるというだけでなく、当該書式等をパソコンによる入力に適した電子データ(エクセル等)でホームページに掲載することとなり、「(5)国・他の自治体の書式等でも受け付ける(HPにデータ掲載)」に分類されることとなった。

なお、地方税に関する手続に関しては、共通電子納税システムの導入〔平成31年10月1日〕、大法人(資本金が1億円以上の法人等)の法人住民税等に係る電子申告の義務化〔平成32年4月1日〕など、オンライン化が進められているところであり、地方税に係る14の書式等(延べでは15の書式等)についての改善方策は、「(7)オンライン化を進める」又は「(8)オンライン化の検討を行う」とされている。

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)による改正後の地方税法第53条第46項〔法人の道府県民税〕、第72条の32第1項〔法人の事業税〕、第72条の89の2第1項〔地方消費税〕、第321条の8第42項〔法人の市町村民税〕。

5 個別の書式等ごとの改善方策

タスクフォースにおける検討を経て、各府省において書式等ごと講ずべき改善方策としてとりまとめた内容は、別紙のとおりである。

(別紙)各府省において書式等と講ずべき改善方策

1 認可保育所の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書

施設型給付費等の請求(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条・附則第6条第1項)については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されている「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成31年4月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

2 車庫証明申請書・理由書

自動車保管場所証明申請(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項)及び自動車保管場所届出(同法第5条)並びに自動車の保有者が当該申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号)については、

- ・ 都道府県警察が作成している様式を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データでそれぞれの都道府県警察のホームページに掲載すること
- ・ 申請又は届出を受ける都道府県警察以外のいずれの都道府県警察の様式であっても当該申請又は届出に使用することができることを全ての都道府県警察のホームページに掲載し、かつ、都道府県警察の申請又は届出に係る全ての窓口で周知すること
- ・ 他の都道府県警察の様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付けて処理すること
- ・ 申請又は届出を行う者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なることについての理由書は提出を求めないようにすること

について、平成30年中に都道府県警察に通知する。

自動車保管場所証明申請については、全国统一フォーマットによるOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県警察は、平成31年度中に43都道府県警察に拡大見込みであるが、残りの4府県警察についても早急に導入するよう助言する。

自動車保管場所届出については、全国统一フォーマットによるOSSを利用した電子的提出が可能となるよう、関係省庁や団体と連携し、都道府県警察で組織されるOSS推進警察協議会において検討を行うよう指導する。

3 納税証明書交付申請書

競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10）については、競争入札参加資格審査に当たり証明が必要となる税目等が地方自治体によって異なっている状況にあることから、競争入札参加資格申請に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する。

4 保険契約照会様式

保険契約照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条）については、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について（生命保険・共済用）」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。

地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。

5 給与等照会様式

給与等照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法第141条）については、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成30年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、とりまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

6 個人事業税に係る納税通知書・納付書

7 自動車税に係る納税通知書・納付書

8 軽自動車税に係る納税通知書・納付書

14 不動産取得税に係る納税通知書・納付書

15 固定資産税に係る納税通知書・納付書・課税明細書

16 都市計画税に係る納税通知書・納付書

個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。

併せて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。

9 法人設立等届出書

法人設立等の届出（地方税法第317条の2第8項）については、eLTAXシステムを改修して、平成31年9月から全国统一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない4地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。

また、平成31年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。

10 給与支払報告/特別徴収に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（地方税法第317条の6第2項）及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書（同法第321条の5第3項）については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

11 給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（地方税法第317条の6第1項）については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

12 特別徴収税額通知書

特別徴収税額通知書（地方税法第321条の4第1項/特別徴収義務者用）については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成30年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。

特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。

13 特別徴収切替届出書

特別徴収への切替申出（地方税法第321条の4第5項）については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

17 自動車税・自動車取得税に係る申告書

自動車税及び自動車取得税に係る申告については、全国统一フォーマットによるOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県は、平成31年度中に43都道府県に拡大見込みであ

るが、残りの4府県についても早急に導入するよう助言する。

18 事業所税に係る申告書・納付書

19 法人の都道府県民税・市町村民税に係る申告書・納付書

事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成31年10月に全国統一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。

20 入札参加資格申請書・添付書類

競争入札参加資格審査申請（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、第167条の5の2等）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。

21 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書

危険物仮貯蔵・仮取扱の承認申請（消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書）については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体（消防本部及び消防署）に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

22 危険物保安監督者選任・解任届出書

危険物保安監督者選任の届出に添付する必要がある実務経験を証明する書類（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第48条の3）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」（平成元年7月4日消防庁危険物規制課長通知）において示されている「実務経験証明書」について必要な見直しを行い、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

23 指定訪問介護事業者の指定の申請書

24 指定訪問看護事業者の指定の申請書

25 指定通所介護事業者の指定の申請書

26 指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書

27 指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書

指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成9年法律第123号）第70条）及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第78条の2）については、平成30年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式(案)について」（平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第1号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定(許可)申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成18年2月20日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第1号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

28 麻薬小売業者が行う定期届出書

免許を受けている麻薬小売業者の役員の変更届出（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第3項第7号）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）で規定する。

当該届出に添付する必要がある役員の診断書については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。

麻薬小売業に係る業務を行わない役員について診断書の添付を不要とすることについては、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成30年度中に地方自治体に通知する。

29 生活保護の決定・実施に係る照会文書

生活保護の決定・実施に係る照会（生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条）については、平成30年度中に、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、「調査日の指定」ができるような書式にすることを含め、地方自治体及び生命保険協会等と協議の上、必要に応じ、見直しを行う。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

30 卸売販売業の許可の申請書

31 卸売販売業の変更等の申請書

32 高度管理医療機器等卸販売業の許可の申請書

33 高度管理医療機器等卸販売業の変更等の申請書

34 薬局開設の変更届出書

卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第39条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第10条）、卸売販売業の変更等届出（同法第38条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第40条）については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。

当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

35 毒物劇物一般販売業の許可の申請書

36 毒物劇物一般販売業の変更等の届出書

毒物劇物一般販売業の登録申請（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第3項）及び毒物劇物一般販売業の変更等届出（同法第10条）については、平成30年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）に規定されている別記第2号様式「毒物劇物一般販売業・農業用品目販売業・特定品目販売業登録申請書」及び別記第11号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。

当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

37 森林経営計画書

森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項）については、平成30年度中に、「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日林野庁長官通知）において示されている「森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における支障の実態を把握した上で、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

38 臨時運行許可申請書

臨時運行許可申請（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項）については、市区町村における実態把握を踏まえ、処理基準（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項）として統一書式を定め、平成30年度中に市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

39 屋外広告業登録申請書

40 屋外広告業登録変更届出書

屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更届出（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第9条）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「屋外広告業登録規則参考資料(案)」（平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について必要な見直しを行い、平成30年度上期中に地方自治体に通知する。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。当該申請又は届出に添付する必要がある書類についても併せて見直しを行う。

41 道路占用許可申請書

道路占用許可申請（道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項）については、平成30年度中に、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）に規定されている様式第5「道路占用許可申請・協議書」を道路管理者（都道府県、市町村）に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

42 自費工事許可申請書

道路工事施行承認申請（道路法第24条）については、平成30年度中に、「道路工事施行承認申請書の様式について」（平成8年3月29日建設省道路局路政課長通達）において示されている様式を道路管理者（都道府県、市町村）に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、

電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

43 沿道掘削協議書

沿道掘削施行協議書については、事業者による任意の協力の下で行われるものであり、事業者の負担とならない形での実施について東京都及び特別区と協議を進めるとともに、その他の地方自治体における沿道掘削施行協議の実態把握等を進め、平成30年度中に、標準書式を作成し、東京都及び特別区その他関係する地方自治体において標準書式が用いられるよう周知その他の所要の措置を講ずる。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

44 産業廃棄物処理計画書

45 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

産業廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項）及び産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第10項）については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に規定されている様式第2号の8「産業廃棄物処理計画書」及び様式第2号の9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

特別管理産業廃棄物処理計画（同法第12条の2第10項）及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第11項）についても同様とする。

46 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項）については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されている様式第3号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

併せて、電子マニフェストを使用した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になるため、電子マニフェストの普及に努める。

(参考1) 地方における規制改革タスクフォースの名簿

主 査 八代 尚宏 委員 (昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授)

主査代理 高橋 滋 委員 (法政大学法学部教授)

構 成 員 田中 良弘 専門委員 (新潟大学法学部准教授)

濱西 隆男 専門委員 (尚美学園大学総合政策学部教授)

大田 弘子 議長 (政策研究大学院大学教授)

金丸 恭文 議長代理
(フューチャー代表取締役会長兼社長グループCEO)

(参考2) 地方における規制改革タスクフォースの開催状況

開催日	ヒアリング府省	ヒアリング対象とした書式等		
4月4日	総務省(消防庁)	21-危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書 22-危険物保安監督者選任・解任届出書		
	総務省	3-納税証明書交付申請書 5-給与等照会様式 6-個人事業税に係る納税通知書・納付書 7-自動車税に係る納税通知書・納付書 8-軽自動車税に係る納税通知書・納付書 14-不動産取得税に係る納税通知書・納付書 15-固定資産税に係る納税通知書・納付書・課税明細書 16-都市計画税に係る納税通知書・納付書		
		20-入札参加資格申請書・添付書類		
		4月6日	警察庁	2-車庫証明申請書・理由書
			厚生労働省	23-指定訪問介護事業者の指定の申請書 24-指定訪問看護事業者の指定の申請書 25-指定通所介護事業者の指定の申請書 26-指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書 27-指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書 28-麻薬小売業者が行う定期届出書 30-卸売販売業の許可の申請書 31-卸売販売業の変更等の申請書 32-高度管理医療機器等卸売業の許可の申請書 33-高度管理医療機器等卸売業の変更等の申請書 34-薬局開設の変更届出書 35-毒物劇物一般販売業の許可の申請書 36-毒物劇物一般販売業の変更等の届出書
				国土交通省
	4月16日			
内閣府		1-認可保育所の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書		
4月23日	環境省	44-産業廃棄物処理計画書 45-産業廃棄物処理計画実施状況報告書 46-産業廃棄物管理票交付等状況報告書		
		総務省【2回目】		20-入札参加資格申請書・添付書類

点線は、論点が同一・類似のものの単位にまとめた場合の区切り